

いの活用方法の説明と有効性の評価を説明しなければならない。

(5)報告に含まれる会計年度に完了したプログラム評価について、調査結果の概要を含まなければならない。

(e)機関の長は、第 3515 節において必要とされる年次財務諸表が、当該会計年度の 3 月 31 日までに議会に提出された場合については、その財務諸表に当節において求められる全てのプログラム業績に関する情報を含めることができる。

(f)この節にいう機能や活動とは、本来的な政府機能である。この節での業績プログラム業績報告の策定にあたっては、連邦政府職員によってのみ作成することができる。

第 1117 節 免除⁶³

行政管理予算局長は、年次支出が\$20,000,000 以下の機関に対しては、当編第 1115 節及び 1116 節また第 5 編第 306 節の要件について免除することができる。

第 5 節 経営のアカウントビリティと柔軟性

(a)経営のアカウントビリティと柔軟性-合衆国法第 31 編第 97 章は、第 9702 節の後に以下の新しい節を追加することによって改正される。

第 9703 節 経営のアカウントビリティと柔軟性

(a)会計年度 1999 年より、第 1115 節によって求められる業績計画は、特定の個人や組織に対して業績目標を達成するための責任を要求する代りとして、職員定数、給与や報酬制限、あるいは第 1105 節に定められた年次予算の予算分類 20 及び準分類 11,12,31 及び 32 の間の変更禁止や制限について、行政管理上の手続き要件や管理を免除することを申し出ることができる。第 1105 節(a)(29)によって作成され提出される業績計画については、行政管理予算局長は免除項目に関する申し出を検証し承認することができる。免除項目が承認された場合は、当該会計年度より効力を発する。

(b)準節(a)による申し出は、広範な経営上あるいは組織上の柔軟性、自由裁量あるいは自己決定権の拡大によって、免除項目によって期待される業績改善への影響を定量的に説明しなければならない。期待される業績改善は現在の実際の業績と免除項目を適用されなかった場合に想定される業績レベルと比較しなければならない。

(c)給与や報酬制限に関わる全ての免除項目の適用については、業績目標の達成に関して、達成、超過達成、未達成等の場合に対して適用される、ボーナスや奨励金等として給与や報酬に反映される金銭的变化については厳密に金額で表さねばならない。

(d)機関（免除規定を申し出ている機関及び行政管理予算局以外の機関）が、課されている手続き上の要件や管理上の免除規定を申し出の際については、その手続き上の要件を（当該機関に対して）課した（他の行政）機関に認められ、あるいはその機関の業績計

⁶² 免除項目:waiver 訳注:この免除項目は経営のアカウントビリティと柔軟性の項目を指している。

⁶³ 免除:Exemption

画に当該機関の免除規定を認める旨が示されている場合にのみ提出できる。

(e)免除規定は、行政管理予算局長が承認した1ないし2年間有効である。免除規定は引き続き1年間更新することができる。免除規定が連続して3年間有効であった後は、給与や報酬に関する免除規定を除き、第1115節に従って策定された業績計画において、これらの免除を永続するものとして提案できる。

(f)当節の目的では、第1115節(f)の定義を適用する。

第6節 パイロット・プロジェクト

(a)業績計画および報告-合衆国法第31編第11章は、新たに以下の節を第1117節（当法律の第4節により追加）の後に挿入することによって改正される：

第1118節 業績目標のためのパイロット・プログラム

(a)行政管理予算局長は各機関の長との協議を経た後に、会計年度1994年、1995年、1996年における業績測定⁶⁴のパイロット・プロジェクトの実施対象として少なくとも10の機関を指定する。指定機関はプログラム業績において、政府機能及び能力の代表的な範囲についての測定及び報告を反映しなければならない。

(b)指定機関におけるパイロット・プロジェクトは、各機関の少なくとも一つの主要機能と運営に関して、第1115節に従い業績計画を策定し、第1116節（第1116節(c)を除く）に従いプログラム業績報告を準備しなければならない。パイロット期間中の1年又はそれ以上の期間について、機関の業績計画策定の際は、戦略計画を使用しなければならない。

(c)1997年5月1日までに行政管理予算局長は、合衆国大統領及び連邦議会に対して、以下の報告を提出しなければならない-

(1)パイロット機関により、1993年政府業績結果法の目的のために作成された計画及び報告の便益、コスト及び利便性を評価する。

(2)計画及び報告の作成に際してパイロット機関が直面した重要な問題を明確にする。

(3)1993年政府業績結果法の第5編第306節、当編第1105節、第1115節、第1116節、第1117節、第1119節、第9703節及び当節の条項に関して改正すべきことがあれば提起する。

(b)経営のアカウントビリティと柔軟性-合衆国法第31編第97章は第9703節（当法律の第5節により追加）の後に、以下の節を新たに追加することによって改正される：

第9704節 経営のアカウントビリティと柔軟性のパイロット・プロジェクト

(a)行政管理予算局長は少なくとも5機関を会計年度1995年及び1996年の経営のアカウントビリティと柔軟性に関するパイロット・プロジェクトとして指定する。これらの機関は第1118節に基づいて指定されたパイロット・プロジェクトより選定され、指定機関はプログラム業績において、政府機能及び能力の代表的な範囲についての測定

⁶⁴ 業績測定:performance measurement

及び報告を反映したものでなければならない。

(b)指定機関におけるパイロット・プロジェクトは、各機関の少なくとも一つの主要機能と運営に関して、第 9703 節による免除項目に関する申し出を含むものである。

(c)行政管理予算局長は、合衆国大統領及び連邦議会に対して、第 1118 節(c)に規定された以下の内容を含む報告を提出しなければならない。

(1)免除項目の適用によって業績の改善と引き換えに拡大した経営上及び組織上の柔軟性、自由裁量あるいは自己決定権の便益、コスト及び利便性の評価

(2)計画された免除項目に際してパイロット機関が直面した重要な問題の明確化

(d)当節の目的では、第 1115 節(f)の定義を適用する。

(c)業績評価予算⁶⁵-合衆国法第 31 編第 11 章は、第 1118 節(当法律の第 6 節により追加)の後に、以下の節を新たに追加することによって改正される:

第 1119 節 業績評価予算におけるパイロット・プロジェクト

(a)行政管理予算局長は各機関の長との協議を経た後に、少なくとも 5 機関について会計年度 1998 年及び 1999 年の業績評価予算に関するパイロット・プロジェクトとして指定する。これらの機関について、少なくとも 3 機関は、第 1118 節により指定されたパイロット・プロジェクトより選定され、プログラム業績の測定と報告において、政府機能及び能力の代表的な範囲を反映したものでなければならない。

(b)指定機関におけるパイロット・プロジェクトには業績評価予算の策定を含まなければならない。この予算は当該機関の少なくとも一つの主要機能と運営について、異なる予算額によって、成果に関連した業績等の達成水準が多様なものとなることを示したものでなければならない。

(c)行政管理予算局長は、第 1105 節に基づいて提出される会計年度 1999 年の予算については、代替予算として、指定機関の予算に業績評価予算を含んだものでなければならない。

(d)2001 年 3 月 31 日までに、行政管理予算局長は、大統領及び連邦議会に対して、業績評価予算におけるパイロット・プロジェクトについて、以下の報告を提出しなければならない:

(1)第 1105 節に基づいて提出された年次予算の一部として業績評価予算を含むことの実行可能性及び相応しさ⁶⁶を評価する。

(2)業績評価予算の作成においてパイロット機関が直面した問題点を明らかにする。

(3)業績評価予算を法制化するべきかどうかを提言とする勧告、及び法律における一般的な条項に関して勧告する。

(4)1993 年政府業績結果法の第 5 編第 306 節、当編第 1105 節、第 1115 節、第 1116 節、第 1117 節、第 1119 節、第 9703 節及び当節の規定において改正すべき事柄が

⁶⁵ 業績評価予算:PERFORMANCE BUDGETING

⁶⁶ 実行可能性及び相応しさ:feasibility and advisability

あるかどうか提案する。

- (e)準節(d)に基づいて作成された報告を受理した後に、連邦議会は第 1105 節に基づいて提出される年次予算の一部として業績評価予算を提出すべきかどうかを明らかにすべきとする。

第 7 節 合衆国郵便公社

合衆国法第 39 編第 3 部は末尾に新たな以下の章を追加することによって改正される:

第 28 章--戦略計画策定及び業績管理

第 2801 節 定義

第 2802 節 戦略計画

第 2803 節 業績計画

第 2804 節 プログラム業績報告

第 2805 節 本来の行政機能

第 2801 節 定義

この章の目的において、以下の用語の定義を適用する。

- (1)「成果測定」とは、プログラム活動の意図された目的に比較した、結果の評価を指している。
- (2)「産出物測定」とは、定量的あるいは定性的に表現された、活動や努力に関する情報の作表、計算または記録を指している。
- (3)「業績目標」とは、定量的基準、価値、割合によって表現する目標を含めて、実際の業績を比較できるよう、明白で測定できる形で表現された業績の目標水準である。
- (4)「業績指標」とは、産出物や成果を測定するために用いられる特定の価値尺度あるいは特質⁶⁷を指している。
- (5)「プログラム活動」とは、郵便公社の使命に関連する特定の活動である。
- (6)「プログラム評価」とは、郵便公社のプログラムが、意図した目的をどのように、どの程度達成したのかを客観的測定と体系的分析を通じて評価することである。

第 2802 節 戦略計画

- (a)1997 年 9 月 30 日までに、郵便公社は、プログラム活動に関する戦略計画を大統領及び議会に提出しなければならない。この戦略計画は以下の事項を含まなければならない。

- (1)郵便公社の主要な機能と運営に関する包括的使命
- (2)郵便公社の主要な機能と運営のための、成果に関する目標と目的を含む、全般的な目標と目的
- (3)目標や目的の達成に必要となる運営上のプロセス、技能や技術、人、資本、情報、その他の資源の説明を含んだ、目標や目的の達成方法

⁶⁷ 特質:characteristic

- (4)第 2803 節によって義務付けられている計画における業績目標がどのように戦略計画の全般的目標や目的に関連しているかについての説明
- (5)全般的な目標や目的の達成度に重大な影響を与える可能性のある、郵便公社のコントロールできない外的要因の特定
- (6)将来のプログラム評価の計画に伴い、全般的目標や目的を設定したり改訂したりする際に用いられるプログラム評価に関する説明
- (b)戦略計画は、提出から少なくとも 5 会計年度先までをカバーし、少なくとも 3 年毎に改正されなければならない。
- (c)第 2803 節によって義務付けられている業績計画は、郵便公社の戦略計画と整合的であることを要する。この節において定められている戦略計画の該当期間に含まれていない会計年度分については、業績計画を提出してはならない。
- (d)郵便公社が戦略計画を策定する際には、計画によって潜在的に影響を受けたり、計画に関心を持つ人々の見解を考慮し意見を求め、計画の内容について連邦議会に助言しなければならない。

第 2803 節 業績計画

- (a)郵便公社は、当編第 2401 節(g)に示されている包括的使命に含まれる郵便公社予算においてプログラム活動を含んだ年次業績計画を策定しなければならない。年次業績計画は以下の項目を含むものとする:
 - (1)プログラム活動によって達成されるべき業績水準を定義するための業績目標を設定する。
 - (2)準節(b)に定める代替形式を除き、目標の客観的、定量的、測定可能な形式で説明する。
 - (3)業績目標を達成するために必要な運営プロセス、技能や技術、人、資本、情報、その他の資源に関して簡単に説明する。
 - (4)各プログラム活動に関わる産出物、サービス水準、成果を測定あるいは評価するために用いる業績指標を設定する。
 - (5)実際のプログラムの結果と業績目標とを比較するための基準を提供する。
 - (6)測定した値を確認し、立証するために用いられる方法を説明する。
- (b)郵便公社が特定のプログラム活動による業績目標を客観的、定量的、測定可能な形式で提示することが可能ではないとされた時については、郵便公社はそれに代わる代替形式による業績目標を用いることができる。(1)代替形式には、以下のそれぞれの項目を含む記述が要求される。
 - (A)最も効果が低いプログラムを提示する
 - (B)効果の高いプログラムを提示する十分な精度があると同時に、プログラム活動の業績が上記のいずれかの項目基準について条件を満たしているかについて、正確かつ独立した判断が可能な代替形

式;(2)または、なぜそのプログラム活動のための業績目標を表わすことが不可能であったり非現実的になるのかについて説明する

(c)当節に定められた包括的で有益な計画を策定するに当たって、郵便公社は主要な機能や運営の意義を損なったり、失わない限りにおいて、郵便公社はプログラム活動を統廃合、合併することができる。

(d)郵便公社は、プログラム活動を含むか、あるいは以下の事項に関連を有する計画に対して、非公式の付録を作成することができる。

(1)刑事訴訟における調停の回避;あるいは

(2)当編第 410 節(c)により情報公開を免除される事柄。

第 2804 節 プログラム業績報告

(a)郵便公社は、当編第 2401 節(g)による年次包括声明⁶⁸に含まれるプログラム業績報告を会計年度毎に作成しなければならない。

(b)(1)プログラム業績報告は、当該会計年度の計画において示された業績目標と実際に達成されたプログラム業績との比較とともに、郵便公社の業績計画において設定された業績指標を明らかにしなければならない。

(2)業績目標が、最も効果が低いプログラム活動あるいは効果の高いプログラム活動といった記述形式において特定されている場合には、プログラム結果に関する記述は、それらの分類に対してどのような関係にあるのか、あるいは業績がどちらの分類にも属していないものであるかどうかを含めて明らかにしなければならない。

(c)会計年度 2000 年の報告は、前年度の実際の結果を含み、会計年度 2001 年の報告は、前 2 年度分の実際の結果を含み、会計年度 2002 年及びそれ以降の報告は、前 3 年度分の実際の結果を含まなければならない。

(d)各報告は-

(1)会計年度の業績目標の達成の検証をすることを要する。

(2)報告に含まれる会計年度の業績目標に対する業績の達成度合いを比較して、当該会計年度の業績計画を評価することを要する。

(3)業績目標を達成しなかった場合、以下の項目について説明することを要する。(プログラム活動の業績が、第 2803 節(b)(2)に基づく効果的なプログラム活動の基準に該当しない場合、あるいは別の代替形式が用いられた場合の達成基準に該当しない場合を含むものとする。)

(A)なぜ目標が達成されなかったのか

(B)設定された業績目標を達成するための計画とスケジュール

(C)業績目標が非実用的あるいは不可能であるならば、その理由と取るべき行動

(4)報告に含まれる会計年度に完了したプログラム評価について、調査結果の概要を含まなければならない。

⁶⁸ 年次包括声明:annual comprehensive statement

第 2805 節 本来的な政府機能

当章にいう機能や活動は、本来の政府機能である。この節での戦略計画、業績計画、プログラム業績報告の策定にあたっては、郵便公社職員によってのみ策定することができる。

第 8 節 連邦議会による監督と法制

- (a)一般的に、当法律では、連邦議会が業績目標を設定し、改正し、停止または無効にする権限を制限するものと解釈されてはならない。これらの権限は、合衆国法第 31 編第 1105 節(a)(29)に基づいて提出された計画の目標を改廃し得るものである。
- (b)会計検査院報告-1997 年 6 月 1 日までに、合衆国会計検査院長⁶⁹は、合衆国法第 31 編第 1118 節及び 9704 節によるパイロット・プロジェクトとして関与している連邦機関以外について、当法実行及び当法遵守の見通しについて連邦議会に報告しなければならない。

第 9 節 研修

人事管理局⁷⁰は、行政予算管理局長及び合衆国会計検査院長との協議により、管理職研修プログラムの一部として、戦略計画策定及び業績評価に関する研修を開発し、あるいは管理職に戦略計画策定及びプログラム業績評価の開発と活用について指導を行うものとする。

第 10 節 法律の適用

当法による条文または修正条項は、以下のように解釈されてはならない：

- (1)合衆国の役人または職員として行動している人以外の者に対して、いかなる権利、特権、便宜または資格であれ、これを与えること、あるいは、合衆国の役人又は職員の立場で行動している人以外の者が、当法による条文または修正条項を強制するために、合衆国裁判所に民事訴訟を提訴することを認めること；あるいは
- (2)合衆国法第 5 編第 553 節の規定を含む、あらゆる法的要件を改廃すること

第 11 節 法律上修正及び適用のための修正

- (a)合衆国法第 5 編の修正条項-合衆国法第 5 節第 3 章の節目次は、第 305 節に関する項目の後に新たに以下の項目を追加することによって改正される：

第 306 節 戦略計画

- (b)合衆国法第 5 編の修正条項-

- (1)第 11 章の修正条項-合衆国法第 31 編第 11 章の節目次は、第 1114 節に関する項目の後に新たに以下の項目を追加することによって改正される：

第 1115 節 業績計画

第 1116 節 プログラム業績報告

⁶⁹ 合衆国会計検査院長：the Comptroller General of the United States

第 1117 節 免除

第 1118 節 業績目標のパイロット・プロジェクト

第 1119 節 業績評価予算のパイロット・プロジェクト

(2)第 97 章の修正条項—合衆国法第 31 編 97 章の節目次は、第 9702 節に関連する項目の後に新たに以下の項目を追加することによって改正される:

第 9703 節 経営のアカウンタビリティと柔軟性

第 9704 節 経営のアカウンタビリティと柔軟性のパイロット・プロジェクト

(c)合衆国法第 39 編の修正条項—合衆国法第 39 編第Ⅲ部の章目次は、末尾に新たに以下の項目を追加することによって改正される:

2801'

連邦下院議長

合衆国副大統領連邦上院議長

以上

⁷⁰ 人事管理局:the Office of Personnel Management

はじめに

保健・福祉省は、連邦省庁の中で最大の省庁の一つであり、また全国で最大規模の健康保険事業体であり、連邦省庁での最大の補助金給付体である。保健・福祉省は、アメリカ国民の健康と福祉を増進、保全しつつ、バイオ医療や公衆衛生科学の分野での世界的リーダーシップを発揮している。保健・福祉省は、基礎科学や応用科学、公衆衛生、所得支援、子どもの発育支援、保健や社会的サービスに関する財政支援や規制等の多くの施策を展開し、これらの目標を達成する。保健・福祉省は、これらの広範囲な活動について、州政府、地方自治体、部族政府や非政府活動団体と連携し、官房(the Secretary)部局の機関との連携によって推進する。

保健・福祉省における戦略計画策定プロセス

1993年、長官 D. E. Shalala が主導する形で、省全体における計画策定チームと省の施策管理者らによるボトムアップの過程を経て、省全体のG P R A法への対応が進められた。保健・福祉省の部局は戦略計画を策定し、施策の焦点やプログラムにおける業績目標、業績測定を明らかにするために、省の活動に関係のある人々との協議を始めた。

1994年G P R A法下のパイロットプロジェクトとして2つの保健・福祉省プログラムがOMBの指定を受けた。児童家庭局の児童支援施策とFDAの処方薬の患者負担プログラムであり、双方とも、業績目標を明らかにし、関係各者との協議を経て業績指標が開発された。両パイロットプログラムにおいては、当初の業績目標を達成しており、保健・福祉省各部局にとって、業績計画策定や業績目標設定、業績測定について価値のある教訓が得られた。

昨年において、保健・福祉省の計画策定チームは、初期の計画策定や協議活動の経験を活かして、個別の施策を統合し、全省レベルの計画を策定した。省の活動に関係する人々の広い視野から、保健・福祉省の戦略計画策定を検討し、協議することを限られた時間で進めるために、1997年4月に既に6つの目標とその目標を達成するための全般的な戦略の概略を示す戦略計画のドラフトが作成された。4月から6月までに300の機関や400の部族政府、6万の職員によるメールや会議等を含む膨大な協議の過程を経た。会議は州政府や地方自治体の職員や部族政府の代表や非政府組織の代表、あるいは上下両院の職員との間で開催された。500人以上もの個人や組織から、インターネットを経由したコメントをもらっている。ほとんどのコメントは、保健・福祉省の優先的課題や方向性に対して、肯定的なフィードバックのものであった。多くのコメントは強調すべきことや細部における示唆を含んだものであった。

外部との協議を進める一方において、当省は業績目標を開発し、業績測定に関して関係各者との協議を進めていた。省では目標の達成に影響を及ぼす外的・内的要因の評価に関して刷新を進めていた。

保健・福祉省の戦略計画

当省の戦略計画は、保健・福祉省の業績管理において第一の、そして指針となる要素である。G P R Aにおいて指定されているように、省の最初の年次業績計画を完了することによって、(次年度の)年次業績目標を設定するというサイクルは継続するものとなる。

1 包括的使命 (MISSION)

アメリカ国民の健康と福祉 (well-being) の増進のために効果的な保健・福祉サービスを提供するとともに、医療、公衆衛生、社会サービスの基礎となる科学の強く継続的な進歩を育むこと

2 目標 (GOALS)

目標 1 と 2 は個人及び家族の健康と福祉の増進のために当省が努力することを示すものである

1 すべての国民の健康と生産活動 (productivity) に関わる主要な脅威⁷¹を軽減する

2 合衆国における個人、家族、地域社会の経済的、社会的福祉を改善する

目標 3 と 4 は効果的対人サービス⁷²を供給するために当局が努力することを示すものである

3 保健サービスのアクセスを改善し、国民の健康に対する権利⁷³とセイフティネットプログラムの透明性を確立する

4 ヘルスケアと対人サービスの質を改善する

目標 5 と 6 は医療、公衆衛生の基礎となる科学とシステムの強く継続的な進歩を育むものである

5 公衆衛生システムを改善する

6 国の保健・福祉科学研究事業を強化し、その生産性を増進する

⁷¹ 脅威:Threats

⁷² 対人サービス:human services

⁷³ 健康に対する権利:nation's health entitlement

より健康なアメリカのためのビジョン

健康で生産的な個人、家庭、地域というものは、国家の安全や富の源泉(very foundation)である。医療科学や公衆衛生、国家の健康とセイフティネットプログラムを守ることによって、合衆国保健・福祉省は我が国の国民及び全世界の人々の健康と福祉の改善を追求する。個人における身体的・精神的健康、経済的保健・福祉の改善や家庭、地域における健康、経済的保健・福祉の向上、あるいは医学や公衆衛生の進展を通じて世界の便益のために、堅実で広域な判断基準に基づいて、当省の業績は測定されるべきものである。個人や地域において、良い健康状態を達成することは、共有の責務である。その目標を実現するために、保健・福祉省は政策、ツール、資源の適切な開発を行う。国家の健康、社会的経済的な構造を強化し、全世界的な保健に対して貢献するという目標を実現するために、保健・福祉省では州政府、地方自治体、部族政府、大学、ビジネス、非営利・ボランティア組織、他国の機関、国際機関等多様な相手とのパートナーシップを築いていく。

文化、言語、民族が多様な社会において、保健・福祉省は、健康状態や保健サービスへのアクセスの格差を改善する目的の施策を講じることによって、障害をもつ個人が就労したり生産活動を行うための機会を増大させていく。こうした施策は基礎科学や応用科学、知識や応用方法、公衆衛生や子どもと青年の発育を支援するものであり、経済的な自立を育み、家庭を支え、保健サービスや社会サービスの財政を支援するものである。こうしたこと全てについて、健康状態の格差や経済機会の改善を追求する当省の目的である。

以下略

[CORE VALUES]

[CHALLENGES FOR THE 21ST CENTURY]

[External Challenges]

- Transformation into Managed Care
- Growth in the Number of Uninsured
- Transformation of the American Family
- Aging of American Society
- The Genetics Revolution
- Bioethics
- Privacy and Confidentiality of Information
- Emerging and Re-Emerging Infectious Diseases
- Changing Intergovernmental Roles,

[Management Challenges]

[Data Challenges]等の箇所については略

[1 すべての国民の健康と生産活動にかかわる主要な脅威を軽減する]

アメリカ国内の年間の死産の半数近くを占める要因がタバコ、食事療法運動パターン、アルコール、傷病、性的行動、そして不法麻薬使用の行動的要因である。これらの行動的要因を軽減する一般的な方法として、調査、予防、公的教育、規制という一連の作業があり、各段階において様々な関係機関・組織との協力が必要となる。特に、弱者層、例えば若年、老年、女性、少数派、障害者などへはより一層の強い努力をするものとする。これらの活動を一貫して行うために保健・福祉省が掲げたコンセプトは「ヘルシーピープル」である。このコンセプトのもとに官民の部門は予防プログラムのための基準を策定し、10年間の目標を決める。以下の目的と戦略は2000年のヘルシーピープル目標の達成に特に寄与し、2010年の同目標を掲げる基礎をなすであろう。

戦略目標 1.1

喫煙、特に若年層における喫煙を削減する

喫煙による死亡は国内でも主要な位置を占めており、このような影響を与える喫煙経験はほぼ10代のうちに始まっている。若年層における喫煙率をこの7年で50%に抑えるよう大統領令が下っている。

調査

国立衛生研究所 (NIH: National Institute of Health) は若年層が喫煙を始める理由、喫煙を継続する理由を明らかにし、この危険な行為を抑制するための戦略を評価する。またニコチン中毒の生態への影響、青年期の喫煙の抑制・統制、危険性についての情報伝達の方法や、情報に基づいた意思決定の方法についても研究を続ける。これらの結果は保健・福祉省機関ならびに他の関係各者 (stakeholders) と共有する。

予防

疾病対策予防センター (CDC: Center for Disease Control and Prevention) は、喫煙による健康への影響を全国民に教育する指導的立場をとり、そのためのインフラ整備に関して技術的支援をする。インディアン保健局 (IHS: Indian Health Service) は先住アメリカ人たちへの教育を受け持つ。同様に、保健資源・事業局 (HRSA: Health Resources and Services Administration) は地域単位での予防策と初期治療プログラムの教育・関連活動を取り入れる。最後に、保健医療政策・研究局 (AHCHR: Agency for Health Care Policy and Research) は健康計画、診療医、消費者に効果的な禁煙方法を提供することとする。

施行(enforcement)

FDA は未成年者に対するタバコ製品の流通とアクセスを制限するための規制を強化し、これを実行・監視する。同様に薬害・精神衛生事業局(SAMHSA: the Substance Abuse and Mental Health Service Administration)は州にシナー(Synar)修正条項の実行を支援することとし、これによって州は、未成年者へのタバコ販売禁止と法律(law)の包括的な施行を求める規制(legislation)を持つものとする。

測定方法(Measures of Success)

- ・若年層の喫煙率
- ・成人の喫煙率

新規則・規制

FDA はニコチン害の媒体として喫煙を規制する

主な外的要因

若者の喫煙については、当省が政策推進するものの、目標の達成には、州の活動が必要であり、タバコ産業は慎重な対応である。成果は法的枠組みや喫煙予防を推進するための資源投入に大きく影響を受ける。

戦略目標 1.2

傷害の数ならびに影響の軽減

省内では国立傷害予防管理センター(NCIPC: the National Center for Injury Prevention and Control; CDC 内)が傷害の予防と統制にあたる。当省の方針は科学的最先端の研究、トレーニング、そして予防活動を支援し、急性期治療、精神的外傷治療、外傷による障害を最小化するためのリハビリ等のサービスを確保する。

調査

国立傷害予防管理センター(NCIPC)は、労災以外の障害に関する原因⁷⁴に対する、より良い理解と傷病予防のための介入の有効性を調査する。国立労働安全・衛生研究所(NIOSH: the National Institute for Occupational Safety and Health)は、NORA(National Occupational Research Agenda; 国家労働研究録)という調査を展開する。NORA とは労働の安全と健康委員会が提唱した事項(agenda)であり、次世紀に展開される調査である。NIH は引き続きリハビリを含む傷害の効果的治療に関する

⁷⁴ 原因:etiology

調査を通じて戦略に貢献していく。

傷害予防研究センター(IPRC: Injury Prevention Research Centers)における学術的研究を通じて、NCIPCは傷害予防の研究者と公衆衛生の専門家を養成する。NIOSHもまた職場での安全と健康を改善するために同様の活動を行う。これらの活動は傷害予防における国家の中核を担うものである。

予防

NCIPCはまず州や地域が傷害予防プログラムをリードし、効果的に実行できるよう技術的に支援し、国内の傷害予防活動を指導する。IHSはこれと提携してリスクを特定化し(risk identification)、や保健、安全と社会サービスを含む傷害予防のためのインディアンの部族的受入態勢(capacity)を築く。

労働災害においてNIOSHは職場の危険を明らかにし、経営者に統制方法を指示する。特に職場での危険を評価し、10代の労働者に対する労働災害の内容を明らかにする。

暴力に対する予防は特にマイノリティ地域の予防策に焦点を置く。保健資源・事業局(HRSA: Health Resources and Services Administration)は家庭内暴力の予防に集中して危険の内容の明示化と介入を母子保健プログラム(MCH: Maternal and Child Health program)の優先目的とする。また、幼児の不慮の傷害を軽減するために教育活動を行う。CDCは家庭内の(between domestic partners)暴力削減のための地域単位介入を評価し、HRSAの家庭内暴力対策(domestic violence efforts)や小児・家庭総局(ACF: Administration for Children and Families)の家庭内暴力プログラムなど、現在のプログラムの改善に役立てる。

最後に、当省の薬害治療と予防プログラムをHRSA、教育省(DOE: Department of Education)、司法省(DOJ: Department of Justice)と共同で路上暴力(street and gang violence)や家庭内暴力、薬害と暴力の発生率についての情報を地域社会に提供することとする。

治療(treatment)

緊急の介入と治療事業は傷害の影響を改善する重要な要素である。HRSAを通して州に技術的支援を提供し、救急医療の改善、入院前治療(prehospital care)、救急部門治療、入院治療、そしてリハビリの改善をすることに焦点を当てる。この戦略のねらいは傷害の慢性的影響と苦痛を最小化することにある。

測定方法

- ・不慮の傷害による死亡率
- ・安全な地域社会

- －自転車関連の頭部傷害による子どもの救急医療の回数
- －火事による死亡率
- ・安全な職場
 - －医療措置、仕事のできない時間、仕事の制限などが必要な仕事関連の傷害率
 - －職場暴力の比率と若者の労働傷害率
- ・過去 12 ヶ月以内に報告された虐待された児童が、再び虐待報告された場合の比率
- ・小児科救急治療での訓練を EMT の技術レベルで更新の条件として必要とする州の数
- ・男性パートナーによる女性への肉体的虐待の発生率

新規則・規制

なし

主な外的要因

この分野において、サービス提供を成功裏に行うためには、他の連邦省庁との連携、州政府や部族政府との連携が必要不可欠である。

戦略目標 1.3

アメリカ国民の食事療法（ダイエット）と肉体的運動水準を改善する

食事療法に関わりのある公衆衛生問題は、合衆国において新しい問題として持ち上がっている。40 年前には、栄養摂取が不足し、くる病や子どもの栄養不足、鳥目 (night blindness) 症が深刻な問題であった。こうした健康問題は、教育や経済成長の過程において問題解決されていった。しかし、1995 年に至り、食べ物に関する問題が主な死因等の議論として取り上げられることとなった。それは心臓発作やある種のガン、発作、糖尿病といった傷病であり、毎年これらの傷病によって 30 万人以上の死因となっている。こうした傷病に対する医療費や社会的生産の低下は 563 億ドルにも上っているものと推計されている。当省は科学的な見解に基づいて、食事療法や身体的活動によって傷病を予防し、健康を増進することを喚起している。

戦略

食事療法や身体活動の改善は、調査活動や、教育、栄養摂取支援サービス、規制活動を通じて推進される。

調査

調査と普及を通して NIH は、調査し公衆 (public) への情報提供を行い、健康に関する専門家との間で、食事療法と身体的運動が健康に及ぼす影響について情報を交換していく。NIH の調査範囲は広く、細胞の保全、修復メカニズムの栄養調整な

ど最先端の研究を推進し、行動変化によって、健康に与える効果などを教育し、その教育の有効性を評価すること等も行う。

教育

NIH、CDC、「健康維持とスポーツに関する大統領委員会」が、州や学校システム、ボランティア団体と協力しつつ、食事療法や身体活動を向上を促進するために、国全体でのキャンペーンを推進する。まず、職域、学校、危険状態の人々 (at-risk population) から始める。

危険状態の人々に対しては、MCH プログラムに国、州、地域レベルで、農務省 (USDA: the Department of Agriculture) の WIC (Women, Infants, and children) プログラムと共同して、教育し、健全な栄養摂取の実践を行う。ここでは、母乳育児の推奨、栄養基準の共同開発、依頼者に WIC プログラムを照会する母子保健プログラムによるホットラインの維持を行う。加えて、教育的メッセージと食事療法とライフスタイルに関するカウンセリングプログラムが IHS と HRSA の地域健康センターを含む当省によって推進される。

国立ガン研究所 (NCI: The National Cancer Institute) は野菜果物の摂取の重要性についての「1日5品目教育プログラム」(Five-A-Day education program) を続け、これを評価する。

NIH と他による調査に基づき、公衆衛生・科学課 (OPHS: the Office of Public Health and Science) は農務省とともに食事療法の手引きを改訂し専門家と国民に配布する。

規制

FDA は原材料や調理済食品の表示基準を強化して消費者が食事療法の手引きにしたがって行為できるようにする。

サービス

高齢対策局 (AoA: Administration on Aging) プログラムは栄養摂取に関する会議 (nutritious congregate) を開催し、宅配式の食事を老人に提供し、農務省 (USDA) やその他、連邦政府・州政府・地方自治体あるいは私的基金による現物給付の替りに現金給付プログラムなどを行う。

測定方法

- ・ 肉体運動をしている学生の比率
- ・ カロリーの 30% 以下の脂肪を平均摂取し、カロリーの 10% 以下の飽和脂肪を平均摂取するアメリカ国民の比率
- ・ CDC の学校単位の肉体運動の手引きを実行している学校の比率 (CDC の学校健康政策

の研究で測定される)

- ・食事療法の手引きの平均 1 日目標である 5 品以上の野菜または果物を満たしているアメリカ国民の数
- ・栄養食品を買う時にラベルを利用する成人の比率

新規則・規制

なし

主な外的要因

アメリカ国民の行動の変化にのために、膨大な政策展開が必要となる。

戦略目標 1.4

アルコール中毒 (abuse) の抑制

保健・福祉省はアルコール害の抑制のために、調査、予防、そして治療の多面的戦略を取る。

調査

NIH は引き続き基礎的・診療的、健康サービスの調査を行い、アルコール中毒症に対する遺伝的影響 (アルコールの代謝、組織へのダメージの過程など) また、アルコールの脳への影響、アルコール依存の性質を研究する。これらによって治療薬の進歩とともに、行動療法、または医療と行動療法の組み合わせの有効性を研究することができる。科学的根拠のある、予防戦略と最適なサービス提供決定のための保健サービスを提供する。

予防

SAMHSA によって予防のための補助金 (block grant) プログラムが行われる。それには、教育プログラム、危険状態の人々向けプログラムの他、アルコールの広告、価格、利用可能性の技術的支援が含まれている。ACF は危険度の高い人々に対しての予防に集中して若者の家出とホームレスプログラム (Runaway and Homeless Youth Program) などを行う。

これらの直接的予防活動に補足して、CDC は青年危険行動調査を用いて、州が住民のアルコール問題とアルコール害の実態や傾向を把握することができるように、州政府を支援する。

治療

SAMHSA は在宅治療 (residential treatment)、集中外来、青年期治療をサポート

する。それに補足して HRSA は低所得層と母子保健プログラムを受ける女性の診療を行う。

IHS はアメリカ・インディアンとアラスカ先住民のニーズを担当し、アルコール依存の治療と予防に注力する。出産前の女性のアルコール害検査や、青年期治療センターを出た若者を支援する。

測定方法

- ・アルコール関連の交通事故による死亡率
- ・肝硬変による死亡率
- ・12—17 歳の前 1 ヶ月のアルコール利用率
- ・アルコール害治療の患者用スロット (slot) とアメリカ・インディアンとアラスカ先住民の継続的なサービス
- ・若年層によるアルコール利用の親の態度

新規則・規制

なし

主な外的要因

予防や治療が上手くいくためには、州政府や部族政府、コミュニティとの連携が必要である。

戦略目標 1.5

不法な麻薬使用の削減

不正な麻薬の使用によって、本来避けることのできた 20 万人もの死者が毎年発生している。麻薬の不正使用によって自殺や殺人、自動車事故や HIV 感染、肺炎、肝炎、結核、性感染症、心内膜炎等が引き起こされている。推計によると、およそ 3 百万人ものアメリカ人は深刻な麻薬問題を抱えており、このうち百万人位が現在治療中である。人命の損失以外にも、社会的コストは深刻である。全国麻薬管理政策課 (ONDCP: the Office of National Drug Control Policy) ほか 50 の関係機関は大統領の全国麻薬統制戦略の実行を推進する。保健・福祉省の職員は ONDCP の協力グループ (interagency working group) 内で働き、32 の目標の達成と測定を行っている。省の役割は調査、予防、治療の 3 点である。

調査

NIH は引き続き予防の有効性と治療のプログラムを改善するための基礎的、診療的、保健サービスの研究を行う。そして麻薬使用による健康の損害と社会的費用につい

て研究を進める。不法な麻薬に関連した違反者の効果的治療と、より良い予防のために若者の間での麻薬摂取の決定要因、脳生理学の研究、抗麻薬剤の開発、メサンフェタミン人気への流れに対応した広範囲の研究と抗メサンフェタミン剤及び予防戦略の開発、そして治療プロトコールの改善をする。

SANHSA は地域単位の調査で NIH を補完する。これにより治療原案に地域の必要とするものを盛り込むことができる。また、SANHSA は NIH や CDC と共に既存研究を見直しマリファナや他の不法麻薬の潜在的副作用についての科学的証拠の情報を用意する。

予防

SAMHSA は予防と治療の補助金を用いて麻薬害予防を教育プログラム、危険状態にある人々、地域単位の人材トレーニングを支援する。また連邦麻薬撲滅職域プログラム (Federal Drug-Free Workplace Program) の施行も引き続き進めるが、このプログラムは、全米 3 千万人の労働者に影響があるとされている。特に注意されるのは若年層における麻薬使用、特にマリファナ使用の最近の増加と彼らのそれによって起こる害の認識の低下である。これを受けて SAMHSA は国立青年薬害予防イニシアチブ (NYSAPI: the National Youth Substantial Abuse Prevention Initiative) に大衆の注意を喚起し官民の資源を活用、アカウンタビリティの向上を促す。

HRSA と IHS は地域のネットワークによって、麻薬による害を予防するための支援活動を行う。ACF は若者の家出とホームレスプログラムやその他関連するプログラムを通じて、危険度の高い人々にねらいを絞る。

加えて CDC は若者の危険行動調査を用いて州の麻薬害問題を支援する。また、IHS と共同でアメリカ・インディアンとアラスカ青年先住民の調査も行う。

最後に、当省はゼロ・トレランス政策 (zero-tolerance policies) を学校、職場、地域社会において実行するのを助ける。

治療

SAMHSA は在宅治療、外来治療、メタドン⁷⁶プログラム、青年期の治療などについては、地域補助金を用いて支援する。IHS はおよそ 400 にも及ぶアルコール中毒・薬害 (substance abuse) の治療と予防プログラムを僻地と都市のインディアン社会に提供する。また救急室や産院での麻薬害検査を発見、治療のために提供する。HCFA の医療保障、医療扶助プログラムは受給者に麻薬治療の資金調達面で支援をする。

測定方法

- ・ 12—17 歳の前月マリファナ使用率

⁷⁶ メタドン:塩酸メタドン、合成麻薬の一種。モルヒネやヘロイン耽溺の禁断時治療に用いる。

- ・12—17歳の前月不法麻薬使用率
- ・若者の麻薬使用に対する親の態度
- ・15—65歳の麻薬使用による死亡率

新規則・規制

なし

主な外的要因

当省は、州政府や連邦の他省庁との連携が必要である。マネジドケア組織下におけるケアの質は、この目標の達成に影響を及ぼす。

戦略目標 1.6

安全でない性的行動の削減

安全でない性的行動の抑制として当省が焦点を当てるのは性的感染症と10代の妊娠である。調査と治療が戦略の中でなべて重要な役割を果たす。

調査

性的感染症の広がりに関して NIH と CDC の基礎的、臨床的、伝染病学的、そして保健サービスの調査を行う。この調査は感染症のパターンと効果的予防、治療戦略を明らかにするものである。また、当省は10代の行動面に焦点を当てた10代妊娠の調査と予防戦略の発展を支援する。

予防

当省は感染症を引き起こすような性行為をなくすために性感染症（STD）の予防に焦点を当てる。CDC、SAMHSA、ACF、IHS、HRSA の協力で州の全住民単位の予防策と、カウンセリングサービス他を支援する。

当省は10代妊娠を防ぐ国家戦略の実施に焦点を当て努力する。この国家戦略は非嫡出（out-of-wedlock）10代妊娠を防ぐためのツール、アプローチを改善する官民の既存の施策の上に立てられたものである。またデータ収集、調査、評価の改善やガールパワーと呼ばれる9—14歳の女子を対象にしたプログラムの普及などの提携が築かれる。HRSA は地域単位の組織にこれらのプログラムを組むための補助金を支給する。

当省は10代の人々に継続的、効果的な避妊薬についてのカウンセリングを支援する。

治療

性的感染症の治療は CDC、SAMHSA、IHS、HRSA がネットワークを通じて支援する。